

日 時	平成 29 年 4 月 4 日（火曜日）午後 4 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
場 所	東京大学
会議等名	宇賀克也先生への御相談
議 題	「東京都公文書の管理に関する条例」について
参 加 者	築田文書課長、吉野法規担当課長、杉本統括課長代理
配付資料	東京都公文書の管理に関する条例（案）
議事要旨	<p>※資料に沿って説明</p> <p>（主な意見等）</p> <p>○宇賀先生から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が他の執行機関（地方独立行政法人を含む。）に対して「報告」を求め「助言」をする程度であれば、地方自治法上の執行機関の多元主義に抵触する問題は生じない。 ・ 公社や指定管理者についても、実施機関と同じ規律を持ってしかるべきと考える。 ・ 文書を作成しなくても意思決定ができる「軽易な事案」が緩く解釈されることのないよう、別途、指針やガイドライン等を定めるなどして明らかにしたほうがよい。 ・ 保存期間を規則等に定める自治体は多いが、条例で定めているところもある。実施機関の中で保存期間がばらばらになることのないよう、共通するものについては統一的な指針等を定めたほうがよい。 ・ 現用文書については情報公開条例、非現用文書については公文書管理条例を根拠に利用請求をするというように、将来的には二つの条例がパラレルな関係になることが望ましい。 ・ 文書目録は、ファイル単位よりも一件単位で作成したほうが文書の内容が分かるので、一件単位でとらえる都の現行制度は都民の利便性に資する。 ・ 電子メールの取扱いについても、条例に直接規定しないとしても、別途、考え方を整理したほうがよい。 <p>○都から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご多忙中、お時間を頂戴し、感謝 ・ 昨年度顕在化した文書管理の課題を速やかに解決すべく、第二回定例会への条例案の提出準備を進めているが、残された歴史公文書等の課題については、新公文書館建設に向けた公文書館の在り方とあわせて整理して、条文に追加していきたい。 ・ その際は、公文書管理法の利用請求、公文書管理委員会の活用等の規定の趣旨を都条例においても整理したい。 ・ 引き続きのご指導をお願いしたい。